

厚岸町条例第19号

厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月24日

厚岸町長 三浦 克彦

厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年厚岸町条例第48号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第6条の2第4項」を「第6条の2第6項」に改める。

第14条中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に定める日から施行する。